

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年7月30日

担当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
監察監督官 雨森 哲生
電話 03 - 3512 - 1612



墜落・転落防止を重点に336箇所の建設現場を一斉監督 ～うち約2/3の現場で労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 西岸 正人）管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成26年1年間で1,502件（平成26年確定値。平成25年1,472件。）となっており、前年比で2.0%増加しました。また、建設業における死亡災害も35件（同確定値）発生し、前年比で29.6%増加しており、全産業の死亡災害（同確定値で67件）に占める割合は52.2%と全産業で最も高い数値となっています。

こうした状況を踏まえ、管下18労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に臨検監督を実施しました。

<建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 都内の建設工事現場 336現場

2. 期間 平成27年6月1日から6月12日

3. 実施結果 （詳細は別紙参照）

- ・監督実施336現場のうち約2/3の現場（222現場、66.1%）で労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導した。
- ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が4割近くの現場（135現場、40.2%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

行政処分とは、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令等をいう。

【今後の方針】

今回の一斉監督指導において、労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、東京労働局では建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています（参考：「平成27年1月から6月までの送検事例」）。

さらに、東京労働局では、一昨年度より「第12次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しています。本年はその3年度目（3rd Stage）として、引き続き、その重点施策である建設業について、建設業関係団体等とも緊密に連携しつつ、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進し、労働災害の減少に取り組むこととしています。

1 違反状況

(1) 336 現場の 66.1% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 336 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 222 現場（66.1%）であった。〈表 1〉

〈表 1〉 現場の種類別 違反状況

| | 建築 | 土木 | 解体 | その他 | 合計 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 監督実施現場数 | 317 | 2 | 5 | 12 | 336 |
| 法令違反現場数 | 212 | 1 | 2 | 7 | 222 |
| (違反率) | 66.9% | 50.0% | 40.0% | 58.3% | 66.1% |
| 作業停止等命令現場数 | 59 | 0 | 0 | 3 | 62 |
| (違反率)法令違反現場数に対する割合 | 27.8% | 0.0% | 0.0% | 42.9% | 27.9% |

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 135 現場

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 198 現場

で認められた。〈表 2〉

なお、足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反のあった 135 現場のうち、105 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、22 現場においては、墜落・転落防止の観点から、従来の手すりに加え平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により義務付けられている中さん、下さん等が設置されていなかった。

〈表 2〉 違反事項別 状況

| 違反事項 | 違反現場数 (割合:対・全295現場) | 主な内容 |
|--|---|---|
| 【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係 | 135 (40.2%) うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 …105現場 うち下さん・中さん等がなかった現場数 …22現場 | ・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則519、653) ・高所作業箇所で安全带取付け設備無し (安衛則521) |
| 【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係 | 198 (58.9%) | ・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31) |
| 【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係 | 12 (3.6%) | ・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立入禁止未実施(安衛則245) |
| 【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係 | 9 (2.7%) | ・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27) |
| 【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係 | 7 (2.1%) | ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画未作成(安衛則155) ・建設機械を運転する資格を有しない者が運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158) |
| 【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係 | 5 (1.5%) | ・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式クレーンの使用(クレーン則64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定未実施(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639) |

安衛法は労働安全衛生法、令は労働安全衛生法施行令、安衛則は労働安全衛生規則、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 62 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 62 現場（法令違反が認められた現場の 27.9%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 1〉

2 リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注 2）の取組状況は、

| | |
|-----------|---------------|
| 実施している現場 | 310 現場（92.3%） |
| 実施していない現場 | 26 現場（7.7%） |

であった。

(注 2)リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合(リスク)に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

<リスクアセスメント等の仕組み概要>

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い(リスク)を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

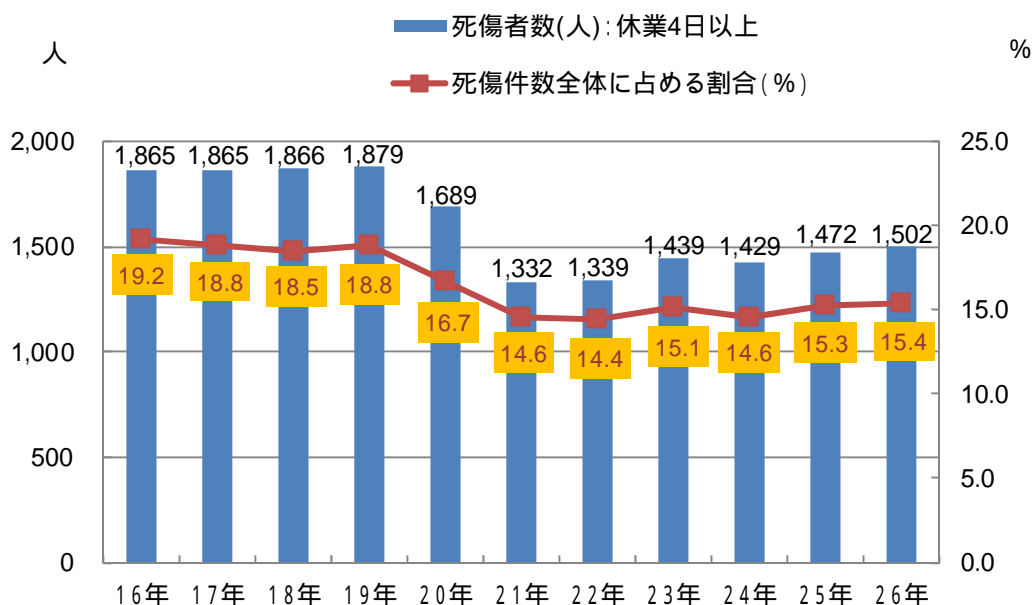
優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする。 に戻る

〔参考〕

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）

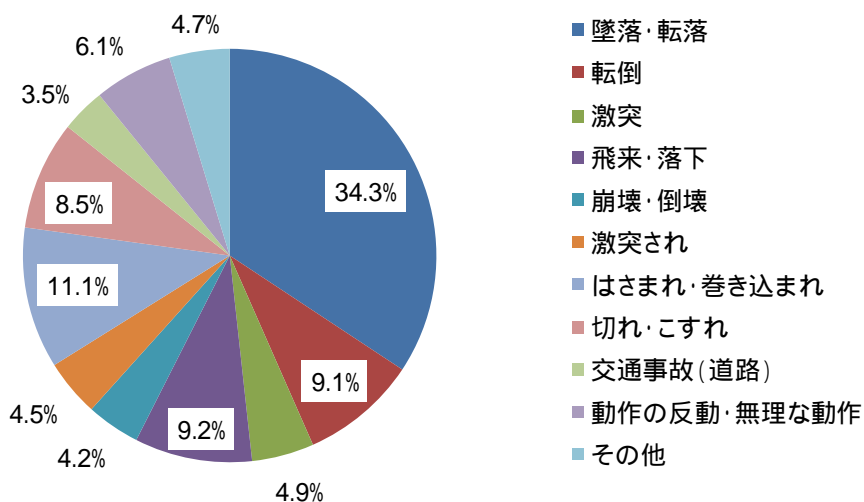


平成 22 年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

| | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 (確定値) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 死傷災害 | 1,339 | 1,439 | 1,429 | 1,472 | 1,502 |
| うち墜落・転落 (割合・%) | 465 (34.7%) | 484 (33.6%) | 518 (36.2%) | 499 (33.9%) | 515 (34.3%) |
| 死亡災害 | 25 | 26 | 26 | 26 | 35 |
| うち墜落・転落 (割合・%) | 14 (56.0%) | 11 (42.3%) | 16 (61.5%) | 11 (42.3%) | 12 (34.3%) |

平成 26 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計 1,502 人(平成 26 年確定値)



～平成27年1月から6月までの送検事例～

事例1

スレート等踏み抜きによる墜落事故につき個人事業主を書類送検

- 安全措置を講じないまま作業させる -

池袋労働基準監督署は、平成27年6月5日、土木工事業を営む個人事業主を、労働安全衛生法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成26年8月23日、東京都板橋区内の倉庫解体工事において、被疑者が使用していた労働者(当時43歳)が、屋根の明り取り用の合成樹脂製屋根板を踏み抜き、4.3メートル下のコンクリート床に墜落し重傷を負った事故の際、歩み板を設ける等踏み抜きによる危険を防止する措置を被疑者が行っていなかったもの。

事例2

労災かくしを行った住宅基礎工事業者を書類送検

品川労働基準監督署は、平成27年5月15日、建設業者及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成26年4月7日、東京都目黒区内の集合住宅新築工事現場で、男性作業員(当時47歳)が、建物の基礎工事作業中に、高さ1.2メートルの箇所から墜落し、休業62日を要する腰椎横突起骨折を負う労働災害が発生した。

同作業員を雇用する被疑会社の代表取締役は、同現場を管轄する品川労働基準監督署長に対し、遅滞なく、当該労働災害の報告書(労働者死傷病報告書)を提出しなければならなかったが、これを行わなかったもの(いわゆる「労災かくし」)。

同作業員が、市役所に生活保護を受けるための相談に行ったところ、相談に対応した市職員がこの労働災害について労災保険による取扱いがされていないことに気付いたことから、これを発端として本件労災かくしが発覚した。

事例3

労働安全衛生法違反容疑で塗装工事業者を書類送検

- マンション修繕工事で労災かくし -

品川労働基準監督署は、平成27年5月27日、塗装工事業者及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成26年9月13日、東京都品川区内の集合住宅大規模修繕工事現場で、塗装会社の作業員(当時64歳)が、塗装工事に伴う養生シートの撤去作業のため外部足場からバルコニーに移動中、誤って転落し、左膝内側半月板損傷等を負う休業2か月を要する労働災害が発生した。

同作業員を雇用する被疑会社の代表取締役は、同現場を管轄する品川労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなければならなかったが、これを行わなかったもの(いわゆる「労災かくし」)。

事例4

外装工事中の墜落死亡災害で元請の建設工事会社を書類送検

- 下請の個人事業主も被疑者死亡で送検 -

新宿労働基準監督署は、平成27年4月30日、建築工事業者を労働安全衛生法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成26年4月15日、東京都新宿区内の集合住宅建築工事現場で、外装工事を請け負った個人事業主が、3階床の開口部から1階の土間まで6.15メートル墜落し、死亡するという災害が発生した。

捜査の結果、元請の工事現場責任者及び死亡した個人事業主は、労働者が墜落するおそれのある3階床の開口部に、法で定められた墜落防止措置を講じていなかったことが判明したものの、

事例5

労災かくしを行った建設業者を書類送検

江戸川労働基準監督署は、平成27年4月28日、建設業者及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

被疑会社は、コンクリート型枠組立工事業を請け負う専門工事業者であるが、同社所属の建設作業員が、東京都江戸川区内の建築工事現場でコンクリート型枠の組み立て中、使用していた釘打機のロール釘の連結ワイヤーの破片が右目に突き刺さったことにより右目眼球破裂の怪我を負い、12日間休業した災害について、同社代表取締役は、江戸川労働基準監督署に労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなければならないのに、これを行わなかったもの。

事例6

労災かくしで個人事業主を書類送検

- 死亡災害報告を1年5か月間放置 -

新宿労働基準監督署は、照明器具交換等の業務を行う業者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年4月17日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成24年6月9日、東京都杉並区内のマンションにおいて、マンション共用部分の電球交換を行っていた労働者A(男性、当時61歳)が脚立から転落し、脳挫傷等により同日死亡する労働災害が発生した。

労働安全衛生法では、死亡災害について、遅滞なく所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出するよう義務づけているが、照明器具交換等の業務を行う業者は同報告書を1年5か月間提出せず、災害の発生を隠蔽しようとしたものである。

事例7

労災かくしで書類送検

- 元請負人の責任者、関係請負人の代表取締役らを共犯で -

東京労働局は、個人事業主及び同社へ工事を発注した会社の代表取締役、元請会社の支店の建築工事部門責任者らを労働安全衛生法違反の容疑で、平成27年3月27日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

個人事業主が下請負人として工事を請負った、元請会社の支店が施工する東京都千代田区内のマンション新築工事現場で、使用した年少労働者が平成24年6月21日に同現場の足場解体作業中に部材が落下し右手三指を負傷して、搬送先の病院で手術等を受けて8日間入院し、その後も療養のため休業するという労働災害が発生していたことが発覚した。

この労働災害について、東京労働局で捜査したところ、個人事業主の被疑者が現場の関係請負人3名と共謀の上、同現場を管轄する中央労働基準監督署長に労働者死傷病報告が提出していなかった、いわゆる労災かくしを行った労働安全衛生法違反が判明した。

また、元請負人の支店建築部長は、労働安全衛生法第29条第2項により担当する建築現場の関係請負人又は関係請負人の労働者が、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しているときは、その法令違反を是正させる義務を負っているが、労災かくしによる労働安全衛生法違反の事実を関係請負人らから知らされた後も、労働者死傷病報告を行うよう指導するなどして関係請負人らに是正をさせなかったことも判明した。

事例8

労災かくし(虚偽報告)を行った建設業者を書類送検

大田労働基準監督署は、建設業者及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成27年3月27日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

被疑会社は、東京都大田区に本店を置き、鳶・土工事を請負う専門工事業者であるが、同社代表取締役は、同社所属の建設作業員が、平成25年6月14日、元方事業者が施工する東京都大田区内の大規模工事現場で外部足場を組み立て中、昇降階段部分の開口部で足を踏み外し、加療約2か月の傷害を負い、翌日から37日間休業した災害について、平成25年6月28日、大田労働基準監督署において、「本社敷地内の駐車場ではしごを降りている際に右足を踏み外し負傷した。」旨の内容の労働者死傷病報告書を提出し、虚偽の報告をしたもの。

事例9

屋根張替作業中の墜落死亡災害で屋根工事会社を書類送検

立川労働基準監督署は、労働安全衛生法違反容疑で、建築板金工事業者を平成27年3月18日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成26年10月28日、小平市内で行われた民間発注の屋根張替工事において、屋根上で屋根張り替えの作業に従事していた労働者(男性・64歳)が、木毛板(もくもうばん)を踏み抜き、高さ約12メートルを墜落して死亡する災害が発生した。屋根は薄い金属板でふかれていたが、張り替えのため、下地材である木毛板が露出しており、被災者はその箇所を踏み抜いた。

労働安全衛生法では、事業者に対し、木毛板によりふかれた屋根の上で作業を行わせるにあたり、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがある場合には、同屋根に幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じることを義務づけているが、当該作業においては、これらの措置を講じず、もって労働者が墜落するおそれがある場所にかかる危険を防止するため必要な措置が講じられていなかったものである。

事例10

ドラグ・ショベルの用途外使用で死亡災害を起こした建設事業者を書類送検

三鷹労働基準監督署は、建設事業者及び同社の工事部主任を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成27年3月4日、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

事件の概要

平成26年10月7日、東京都西東京市内の宅地造成工事現場において、工事部主任が、現場入り口の通路に敷設するため、重量約800キログラムの鉄板をドラグ・ショベルでつり上げた際、当該鉄板が落下し、約2メートル離れた場所にいた同社の作業員が当該鉄板と掘削溝及び地面との間にはさまれ、約2時間後に死亡した。捜査の結果、工事部主任は、ドラグ・ショベルで荷のつり上げをしてはならないことが法令で定められていることを知りながら、そのバケットにワイヤロープを固定せずにかけて状態で鉄板のつり上げ作業を行っていたことが判明した。

事例11

労災かくしにつき労働者派遣法を適用し一次下請事業者を書類送検

池袋労働基準監督署は、建設事業者及び同社の代表取締役を、労働安全衛生法違反の容疑で、平成26年2月20日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成25年1月17日、東京都板橋区内の下水処理場において、機械設備の取替え工事を行っていたところ、他社からの派遣により、一次下請負人である被疑者の指揮命令下で作業をしていた労働者(男性62歳)が、撤去作業中の制水扉と作業場所近傍の壁との間に右手中指及び環指をはさみ、加療約2か月を要する骨折をする労災事故が発生し、4日以上休業するに至った。

労働安全衛生法では、休業4日以上を要する労働災害について、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告の提出を義務付けているが、被疑者(男性60歳)はそれを怠ったものである。

事例12

足場の解体作業中の墜落死亡災害で書類送検

江戸川労働基準監督署は、平成24年4月20日に江戸川区内新大橋通りの船堀橋補修工事において発生した墜落死亡労働災害について、下請事業者と同社の工事責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成27年2月13日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成24年4月20日、大手橋梁工事会社の下請として、工事業者が施工した船堀橋補修工事において、つり足場の朝顔(作業中に足場から資材が落下すること等を防止するために設ける斜めの覆い)の解体作業中、はしごを立てかけていた朝顔が外側に倒れ、作業中の労働者がはしごとともに約7.7メートル下の道路上に墜落死亡する労働災害が発生した。

捜査の結果、つり足場の上での使用を禁じているはしごを用いて作業させたことが判明したことから、書類送検したものである。

事例13

同一解体工事現場における2件の労災かくしにつき下請業者を書類送検

中央労働基準監督署は、同一解体工事現場で発生した下記2件の労災かくし被疑事件について、労働安全衛生法違反の容疑で、平成27年2月12日、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

・事例1

平成24年12月4日、東京都千代田区内の解体工事現場において、現場の一次下請業者と雇用関係のあった現場作業員1名が、建物天井部分に設置された配管ダクトを切断するため、床上高さ約3メートルの梁上で作業をしていたところ、バランスを崩し梁上から落下し、腰部を強打し腰椎の圧迫骨折をするという労働災害が発生した。

同作業員を雇用する一次下請業者は、現場所在地を所轄する中央労働基準監督署長に当該労働災害の報告書(労働者死傷病報告書)を遅滞なく提出しなければならなかったが、これを行わなかったこと(いわゆる「労災かくし」)が判明した。

・事例2

平成24年11月10日、東京都千代田区内の解体工事現場において、現場の二次下請業者と雇用関係にある作業員1名が、前記一次下請業者から請け負った建物階段部分の清掃作業で階段を移動中、着地時に足を捻り、左足の靭帯損傷を負うという労働災害が発生した。

二次下請業者は、現場所在地を所轄する中央労働基準監督署長に当該労働災害の報告書(労働者死傷病報告書)を遅滞なく提出しなければならなかったが、二次下請業者取締役社長は、一次下請業者の代表取締役と共謀のうえ、これを行わなかったこと(いわゆる「労災かくし」)が判明した。